

第1回世羅郡三町合併協議会

会議録

日時 平成14年10月16日（水）

午後1時30分

場所 せらにしタウンセンター

世羅郡三町合併協議会

第1回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成14年10月16日(水)				
召集の場所	せらにシタウンセンター				
開会日時	平成14年10月16日(水)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	水間 茂		沖 盛治		松岡 明衛
	甲 山 町		世 羅 町		世羅西町
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	沖 盛治	○	松岡 明衛	○
黒木 重治	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
永田 英則	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	△	前迫喜久真	○
岡本 明美	○	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	○	蔵敷 広之	○	三木 俊三	○
12名		11名		12名	
委員総数36名／出席委員35名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		○	藤井 孝弘		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		△	田中 修三		△
			野曾原文男		△

第1回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	2～4
	委員の紹介	4～6
	幹事長、副幹事長及び事務局員の紹介	6～7
	経過報告 合併協議会の経緯について	7～17
報 告 事 項		
報告第1号	世羅郡三町合併協議会規約について	17～19
報告第2号	世羅郡三町合併協議会規約等に関する協議書について	19～20
報告第3号	世羅郡三町合併協議会幹事会規程について	20
報告第4号	世羅郡三町合併協議会専門部会規程について	20～21
報告第5号	世羅郡三町合併協議会事務局規程について	21
報告第6号	世羅郡三町合併協議会財務規程について	21
報告第7号	世羅郡三町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	21～23
報告第8号	新町将来構想検討報告書について	23～31
協 議 事 項		
協議第1号	世羅郡三町合併協議会会議運営規程について 世羅郡三町合併協議会会議傍聴規程について 世羅郡三町合併協議会会議録等閲覧規程について	31～38
協議第2号	監査委員の同意について	38
協議第3号	平成14年度世羅郡三町合併協議会予算について	38～41
協議第4号	合併協定項目について	41～43
協議第5号	新町建設計画策定方針（案）について	43～50
協議第6号	世羅郡三町合併協議会の開催日程について	50～51
協議第7号	第2回世羅郡三町合併協議会の日程について	51～52
提案事項		
協議第8号	合併の方式について	52～54
	閉会	55

午後 1時30分開会

○山口事務局長 それでは、定刻の13時30分が参りましたので、ただいまから第1回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日は、皆さんにおかれましては大変お忙しい中、第1回協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、事務局長の山口と申しますが、会議の進行を務めさせていただきます。どうかよろしくお祈いします。

開会に先立ちまして、委員の皆様方に次の2点につきましてご了解をいただきたいことがございます。

まず1点目は、会議の傍聴関係の規程につきまして、後ほど本日の会議の中でご協議いただく予定としておりますが、合併協議会の設置に当たり、多くの住民の方に関心を持っていただきたいという考えから、協議会を公開する方向で検討してまいりました。

したがって、本日の会議につきましては、報道関係者及び住民の方々にもご案内をさせていただきましたので、傍聴関係規程の協議前ではありますが、傍聴を希望される方に会場に入らせていただいておりますことをご理解、ご了承をいただきたいと思ひます。

2点目として、9月定例議会において3町そろって法定協議会の設置についての議決をいただき、10月1日に世羅郡三町合併協議会を広島県尾三地域事務所世羅郡庁舎内に設置しました。会長1名及び副会長2名につきましては、協議会規約第6条により3町長が協議し、会長に上本世羅西町長、副会長に山口甲山町長、松山世羅町長が選任されましたことをご報告し、ご紹介申し上げます。

それでは、ご紹介いたします。

会長の上本仁志世羅西町長です。副会長の山口寛昭甲山町長です。同じく副会長の松山理人世羅町長です。

なお、本日は初回でもありますので、顧問の方々や委員の皆さん方の紹介あるいは事務局職員の紹介及びこれまでの取り組みの経過や規約や各種諸規程につきましてご報告をさせていただきますので、若干時間が長くなると思ひます。

本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。何とぞよろしくお祈いを申し上げます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち35名となっております。したがっ

て、本日の会議は後ほど報告事項で報告いたします協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第1回世羅郡三町合併協議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

協議会各委員の皆様におかれましては、それぞれ本会の趣旨をご理解いただく中でご就任いただいておりますが、本日は公私ご多用のうちにもお一方のお差支えのようでございますが、その他の全員の出席をいただき開催できますことに衷心より厚く御礼を申し上げます。

私は、当協議会の会長職を拝命しております上本でございます。今日まで世羅郡3町では、これからの合併の有様について様々な論議を経て協議を重ねてきました。郡内統一した合併アンケート調査、新しいまちづくり調査等、準備段階を積み重ね調整を進めてきておりますが、いよいよ世羅郡3町が一致協力して新しい自治体を構築するべく世羅郡内各3町の9月定例議会において法定協議会の設置の承認をいただき、本日設置されているところでございます。

また、郡内法定協議会の設置に当たり、小島県議会副議長様、尾三地域事務所の藤井所長様には本会の顧問としてご就任を賜り、大変ご多忙のうちにもかかわらず本日ご臨席賜り、まことをもってありがたく感謝申し上げます。今後各案件に当って、ご助言賜りますようお願いするところでございます。

さて、いよいよこれから具体的に合併の議論を進めていくことに相なりますが、協議会の進め方につきましては全員の委員の賛同を旨とすることを基本としたいと思っております。しかし、局面ではそうもならない場合も出くわすことも想定されますが、各委員さんの積極的な、また立場立場を理解し合える発言を期待してやみません。

以上、まことに簡単なあいさつで申しわけございませんが、今後本会の運営につきましては絶大なご指導、ご助言をお願いして開会のあいさつとします。よろしく願いいたします。

○山口事務局長 続きまして、顧問にご就任をいただいております広島県議会副議長小島敏文様よりごあいさつをいただきます。

○小島顧問 失礼します。今紹介いただきました小島と申します。大変、今回の3町の合併協議会におきまして顧問を拝命しました。よろしくお願い申し上げます。

本当に皆さん、この合併論議が出まして数年経過しますけども、今日こうして世羅郡3町が合併しようということで法定協は正式に立ち上がりました。この国の方で、地方分権推進法が成立しまして、いち早く県におきましては、この世羅郡3町がまず一番で合併するだろうという話があったわけでございます。

と申しますのも、今から10年ぐらい前からこの世羅郡3町には立て看板が立っておりました。この世羅郡3町合併しようということでありました。そういう中で、今日こうして関係各位の尽力をいただきまして、名実ともに合併へ向けての大きな第1歩が踏み出したわけでございます。残りわずかでありますけども、どうぞ委員の方々慎重に、また真摯にいろんな議論を交わしていただきまして、スムーズな合併ができますように心から祈念する次第でございます。

その際、特にお願いを申し上げたいことは、これはあくまでも世羅郡3町それぞれの自我を出す会ではないということでもあります。基本的には、歴史以来、有史以来、この世羅郡3町というのはずっと一体であった。たまたま行政が3つあったということだろうと、私は理解をしております。

でありますから、どうか委員の方々をお願いを申し上げたいのは、あくまでも自我を出す会ではないということでもあります。どうぞ21世紀に向かっての今後の世羅郡の産業、教育、行政、また建設とさまざまな分野がありますけども、福祉もありますけども、どうぞ皆様方の率直な意見をいただきまして、明日へ向かってすばらしい、この新しい町ができますようにご尽力をお願いを申し上げます。

私も顧問を拝命しましたので、その都度いろんな意見がありましたら、またアドバイスを申し上げたいというふうに思っております。どうか皆様方のご精励を心から祈念しまして、言葉にかえます。どうもありがとうございました。

○山口事務局長 大変ありがとうございました。

続きまして、同じく顧問にご就任をいただいております広島県尾三地域事務所長藤井孝弘様よりごあいさつをいただきます。

○藤井顧問 ただいまご紹介をいただきました尾三地域事務所長の藤井でございます。

このたびは、世羅郡三町合併協議会の設置、心からお喜びを申し上げる次第でございます。また、これまで合併問題について熱心に検討を進められ、本日合併協議会を迎えられました関係者の皆様のご労苦に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

広島県では、昨年より合併リレーシンポジウムの開催など、さまざまな合併機運の醸成

に取り組んできたところでございますが、その結果、県内では当協議会を含めまして11の法定協議会が設置されるに至っております。世羅郡3町におかれましては、本年1月1日に任意協議会を立ち上げられ、この10月1日に法定協議会を立ち上げられたところでございまして、尾三地域事務所管内では最も早い取り組みとなっておりますところでございまして、我々としても大変期待をしているところでございます。

一般的に、合併に向けた協議項目は非常に多くございまして、大小を含めまして1,000から1,200と言われているところでございますけれども、今後協議を進められていく中で、先ほど小島先生もおっしゃってございましたけれども、各町の利害が絡む案件も少なからず出てくるものと思います。どうか新しい元気の出るまちづくりのために、広い視野に立って議論を重ねていただきたいと、かように思います。

県といたしましても、昨年度に各7地域事務所を設置いたしまして、各地域事務所ごとに今後目指すべき地域の発展プランを策定したところでございますが、このプランやこれから策定されます合併建設計画に基づいた元気の出る地域づくりのために、最大限の努力、支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりましたけれども、世羅郡3町の合併がさらなる地域の特色ある発展につながりますことを祈念いたしまして、ごあいさつといたします。本日はおめでとうでございます。

○山口事務局長 大変ありがとうございました。

続きまして、委員の皆さんをご紹介させていただきます。

なお、任命書の交付につきましては、協議会規約第8条第3号に該当される委員の皆様には、先ほど会長の方から交付をしております。2号に該当される議会選出の委員の皆様には、本来でございますと会長より一人一人お渡しをすべきところですが、それぞれ時間の関係もございますので、まことに失礼とは存じますが、それぞれの机の上に配付により交付にかえさしていただきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、委員名簿により委員をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿をお配りをしていると思いますが、甲山町、世羅町、世羅西町という順番に紹介をさせていただきますので、委員の皆さんよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、甲山町水間茂甲山町議会議長。黒木重治甲山町議会副議長。

○黒木委員 黒木です。よろしくお願いいたします。

○山口事務局長 永田英則甲山町議会議員。

○永田委員 永田です。よろしくお願いいたします。

○山口事務局長 これより甲山町の学識経験者の皆さんをご紹介します。

井口紀介様。鈴木道弘様。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 岡本明美様。石岡省吾様。

○石岡委員 石岡です。よろしく。

○山口事務局長 田坂陽美様。桧谷睦宏様。

○桧谷委員 桧谷でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○山口事務局長 荒瀬聖子様。

○荒瀬委員 荒瀬です。よろしくお願ひいたします。

○山口事務局長 黒木武彦様。

○黒木委員 黒木武彦でございます。どうぞよろしく。

○山口事務局長 続きまして、世羅町の委員さんをご紹介します。

沖盛治世羅町議会議長。藤井忠孝世羅町議会副議長。徳光義昭世羅町議会議員。

○徳光委員 徳光です。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 続きまして、学識経験者の皆さんをご紹介します。

本日欠席をされております新井富士男様。続きまして、坂東辰男様。

○坂東委員 坂東です。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 梶川耕治様。真野綾様。寺田弘美様。

○寺田委員 寺田です。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 松村明美様。

○松村委員 松村です。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 幾島文江様。

○幾島委員 幾島です。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 蔵敷広之様。

○蔵敷委員 蔵敷です。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 続きまして、世羅西町の委員さんをご紹介します。

松岡明衛世羅西町議会議長。

○松岡委員 松岡でございます。どうぞよろしく。

○山口事務局長 井上忠則世羅西町議会副議長。

○井上委員 井上でございます。よろしくお願いします。

○山口事務局長 前原春夫世羅西町議会議員。

続きまして、学識経験者の皆さんをご紹介します。

前迫喜久真様。

○前迫委員 前迫です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 岡田桂子様。

○岡田委員 岡田です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 田丸克之様。

○田丸委員 田丸です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 横山昇司様。

○横山委員 横山です。どうぞよろしくお願いします。

○山口事務局長 井上幸枝様。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○山口事務局長 三木俊三様。

○三木委員 よろしくお願ひいたします。

○山口事務局長 溝上春雄様。

○溝上委員 溝上です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 奥田正和様。

○奥田委員 奥田です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 続きまして、オブザーバーとして出席をいただいております3町の助役を紹介させていただきます。

3町の助役は、後ほど報告事項にも出てまいりますけども、幹事会の幹事長、副幹事長ということで決まりましたことも報告をさせていただきたいと思います。

それでは、幹事長山口敦允世羅西町助役。

○山口幹事長 山口です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 副幹事長田原秀男甲山町助役。

○田原副幹事長 田原です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 同じく金尾則満世羅町助役。

○金尾副幹事長 金尾です。よろしくお願いします。

○山口事務局長 続きまして、事務局職員を最後に紹介をさせていただきます。

私が名前を言いますから、立ってください。

川本保事務局次長。小林隆則主幹。川口一成主幹。岡谷薫企画委員。和泉秀宣主任。堂本直樹主事。外で受け付けをしておりますが、臨時職員に福岡洋子がいます。

以上、事務局員を紹介させていただきました。微力ではございますが、精いっぱい努力させていただきたいと思っております。何とぞ皆様のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

これより議事に入るわけですが、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となつておりますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。よろしくお願いをいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり議事を進めさせていただきます。

次第6の合併協議会経緯についてを事務局長よりご報告いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 それでは、私の方から経緯を説明をさせていただきます。

資料でいきますと、1ページから9ページまでが資料になっております。平成12年7月12日、世羅地域合併問題調査会を発足以来、時系列に報告する内容をまとめておりますので、これにより説明をさせていただきます。

1ページですが、平成13年7月から8月にかけて世羅郡3町が全戸アンケート実施を、7,000世帯を対象に実施をしております。これにつきましては、合併の区域なり合併の中身、こういったことについて全戸を対象にアンケートを実施したところであります。

平成13年10月には、世羅郡3町で合併問題住民懇談会をそれぞれ各町が主催で開催をして、住民の皆さんの声をアンケートの結果を踏まえながらお聞きをしてきたところであります。

平成13年12月6日には、各町の職員研修ということで、まず世羅町職員の研修を合併の必要性と職員の役割ということで行ってきております。

平成14年1月1日には、世羅郡三町合併推進協議会を設立し、事務局体制も整備をする中で、いよいよ合併に向けての内容の調整なり今後の運びについて協議がされるようになりました。

平成14年1月18日には、合併重点支援地域に広島県の指定を受けております。

平成14年1月30日、第1回世羅郡三町合併推進協議会幹事会、この場で幹事長、副幹事長を選任し、以降8回にわたって任意協時代の幹事会が行われております。

平成14年1月31日には、世羅西町の職員研修を行い、2ページ目に入っていただきますと、平成14年2月1日に第1回世羅郡三町合併推進協議会を開き、役員を選任という、この議事であったわけですが、これは稲住前甲山町長が町長を辞されたことによる役員選任ということでありました。

2月7日には、甲山町職員の研修を行い、これですべて3町の職員について合併の必要性と職員の役割について研修を深めてきたところであります。

2月12日から14日に、第1回の専門部会、5部会を開催をしてきております。

3ページをお開きください。

平成14年4月1日ですが、協議会事務局の体制が4名体制ということで、このとき県の職員が1名派遣になり、事務局体制が整備をされております。

4月8日には、第2回世羅郡三町合併推進協議会が開かれ、そこに議事としてありますとおり、協議がされております。中でも、世羅郡3町のまちづくりと合併に関するアンケート調査については、世羅郡3町、20歳以上全員の方を対象に実施した方がいいのではないかと協議がされ、そういった方向でアンケートを実施することが確認をされてきております。

4月22日には、第4回の幹事会を開いております。

4ページをごらんください。

4ページ、5月9日、第3回世羅郡三町合併推進協議会ですが、このときには平成13年度の歳入歳出の決算、そして平成14年度の補正予算、こういったものと今後のスケジュールということで、法定協議会設置までのスケジュール等について協議がされております。

5月10日には、広報紙創刊号を発行し、7,100部で全戸配布、世羅郡内全戸配布ということでやってきております。

5月13日には、住民アンケートの実施、先ほどありました20歳以上、約1万6,500人を対象に6月10日までの間ということでアンケート調査を実施をしてきたところであります。

5月28日は、第5回の幹事会を開いております。

6月4日から6日の間、第2回の専門部会を5部会を開催をしてきております。

5ページ、6月7日、第4回世羅郡三町合併推進協議会が行われ、この中で住民懇談会を実施をしていこうということの方向性と将来構想の検討報告書、これは新町建設計画のたたき台となる、よりどころとなる、中身となるということも踏まえながら、そういったことで作成の仕方、今後の進め方等についての一定の整理がされております。

それと、ホームページの活用ということがありますが、任意協時代から一応ホームページを活用しながら合併広報紙等をこれに載せているということでもあります。

次に、6月10日に住民アンケート締め切りということで、回収率が47.04%ということで、他地域の例を見ますと、20歳以上のこうした調査を見ますと、大体40%前後ということになりますので、世羅郡内の二十以上の方の関心というのは高かったのではないかなというふうに事務局の方では分析をしてきたところであります。

7月1日に、事務局7名体制ということで、ここで法定協議会に向けての諸準備、協議内容を詰めるということで、事務局が7名体制になっております。

7月12日に、広報紙第2号を発行してきております。

6ページをごらんください。

7月17日に、第5回世羅郡三町合併推進協議会を開き、この中で住民懇談会、住民説明用のリーフレット、これは将来構想検討報告書の中身を集約したリーフレットですが、こういったものを持ちながら懇談会へ臨んでいこうということが確認をされております。それと、法定協議会の設置準備について、いよいよここから協議が始まってきたということでもあります。

7月24日から25日の間、第3回の専門部会を開き、具体的に個別協議の事項なり協議会用資料の調整等について準備を始めてきたというのが、大体この7月24日から25日の第3回の専門部会であります。

それと、8月1日から9日の間、各町主催による合併住民懇談会を郡内13カ所で実施し、延べ217人の住民の方に出席をいただいて懇談を済ましてきております。

7ページをごらんください。

平成14年8月12日、第7回の世羅郡三町合併推進協議会の幹事会を開き、いよいよこの中で法定協議会の設置準備についての規約等の素案を幹事会において協議をされてきております。

それを受け、8月21日、第6回世羅郡三町合併推進協議会において、新町将来構想の検討報告書の作成並びに法定協議会の設置準備、とりわけ世羅郡三町合併協議会規約、この後報告をしますが、こういった案について承認を得て進めてきているということであり
ます。

それと、8月27日から29日、第4回の各5部会の専門部会を開催をしてきており
ます。

8ページをごらんください。

8ページの9月12日に、広報紙第3号を発行をしてきております。この広報紙の中
で、一応アンケートの集計結果等が出ておりましたので、こういったものを掲載をし、世
羅郡内の住民の方にお知らせをしてきているということでもあります。

9月18日に、世羅郡三町合併協議会設置議案がそれぞれ3町の議会において議決をし
ていただいたところでもあります。

それを受けまして、9月19日にその規約の設置について3町長が協議をされ、一応設
置ということで協議が整っております。

9月25日に午前中に、規約の中に3町長が協議をして事前に決めるものがあり
ますが、そういった中身について3町長が事前協議をして、決めております。

9ページ、最後のページですけれども、9月25日に第7回世羅郡三町合併推進協議会を
開き、住民アンケート集計結果報告の中身についての承認、そして新町将来構想検討報告
書の作成についての承認、そして法定協議会設置準備について、それぞれ承認を受け、
とりわけ世羅郡三町合併推進協議会の開催に関する件について、ここで初めて一応各3町
の議会の議決を経て、法定協議会が10月1日に設立ということが確定をしておりますの
で、解散をするということで確認をいただいたところです。

それを受け、10月1日には世羅郡三町合併協議会設置届を広島県知事様のところへ3
町長、議長、事務局ということで届け出を出してきております。このとき、小島副議長も
顧問として同席をいただき、設置届け出を出してきたところでもあります。

10月8日に、本日の第1回世羅郡三町合併協議会幹事会を開催をし、中身について
ご検討いただいたもので、本日提案をしているところでもあります。

以上で世羅郡3町の合併協議の経緯についての説明を終わります。

○上本会長 以上がこれまで、特には任意の協議会で進めてきた経過の説明を行って
いただきましたが、このことについてご質問がありましたら、発言を許可します。

なお、発言の際はお名前をおっしゃっていただき、マイクをご使用いただきたいと思います。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上と申します。こういう会は初めてでございますので、どういう言葉遣いでどういう物言いをしたらいいかわからんですが、非常に心配なことがございますので、聞いておきたいと思います。

実は、今朝の新聞で、合併の形について世羅町長が、今回の合併は世羅町が中心となったまちづくりを行いたいと、また中央病院を中心に南北に道をつけて、世羅の拠点性を増すと、この協議会というのは、私が聞いておるのは対等合併で、同じような形での協議だというふうに聞いております。顧問の方も、さっきあいさつの中ありましたように、自我を出さないということもございましたが、あくまで対等合併ということになりますと、今朝の新聞で町長の発言は各町の町民に非常に大きな影響を与えたのではないかと思うわけです。

またあわせて、世羅西に支所を置くべきだと、このようにも言っておられます。世羅西が支所になるとか本庁になるとか、あるいはどういう位置づけになるとかというのは、この協議会の中で議論されるべき問題でないかと思っております。非常に町民といいますか、郡民に対して失礼な言い方じゃなかったと、こう思うわけです。

また、農業公園につきましても、我々も非常に期待しておるところではございますが、負担も利益も共有したいと、このようにおっしゃっておりますが、やはりどういう負担がどういうふうな形に出るか、これも大変な大きな事業でございますので、これもこういう席での要するに財政を伴うものは皆さんで議論していく問題じゃないかと、こう思うわけです。

今回の今朝の新聞の真意をお聞きして、またこの協議会の事前説明の中でも、質問された方ありましたが、位置づけというものがどうなのかと、いわゆる今朝の新聞報道のような合併の根幹に触れる部分が事前に3町の事前協議で行われていたとするなら、我々のこれから始めようとしておる協議会の意味が全く用をなさないものとなる、このように思うわけでございます。

今日ご出席の皆さんの意見もお聞きしながら、今朝の新聞の報道の真意をお聞きしたいと、このように思うわけでございます。よろしく願いいたします。

○上本会長 溝上委員からご質問をいただきましたことについて、当協議会の会長として

お答えさせていただきますが、先ほど任意の協議会を通しての流れについては、事務局長の方より報告さしていただいたとおりでございます。また、そのことにつきまして、いよいよこれから新しい自治体を作る世羅郡3町、協力して自治体を作るということの中で、いわゆる事務的に作業を進めてきた経緯は、先ほど説明申し上げたところでございます。

これから今日、第1回目のこうした法定協議会を立ち上げまして、いよいよ一つ一つを具体的にご協議いただきながら、新しい自治体へ向かっての協議を進める場でございます。したがって、いわゆる新しい自治体については、すべて白紙でこれから皆さん方のご議論を得て、構築されるべき問題というように認識させていただいております。

それぞれそうは言いますが、各町長さん方合併に至るまでには少しの経緯もございまして、そういう意味ではそれなりの発言は新聞報道のとおりあったかと思いますが、そのことはお互いのいわゆるどういいますか、協議をしてきた経緯というのは少し違うんであろうと思います。

確かに、そのことに対して発言なさった副会長さんもこの場にはいらっしゃるわけですが、当協議会としてそのことについてお答えするのが非常に難しい状況もございましてことをご理解いただきながら、そのことについてこれから論議を進める一つの前段として各委員さんの皆さん方があえてこのことについて発言を求められ、またそのことに対して副会長さんとしてお答えする意思があれば、私としては発言は許可させていただきますが、私としてそのことの発言をお答えをするように申し上げるのは非常に難しい立場にございます。

その点ご理解いただきたくと思いますが、それぞれ皆さん方委員さん方で積極的にこうした場でございますので、どうしてもそのことについてということがございましたら、私の方からその方の方へお話をし努めさせていただきますが、以上のことをさらに超えて私として発言するのが非常に難しゅうございます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○松谷委員 甲山の松谷です。

関連の質問ですけど、先ほど溝上春雄委員の方から発言がありましたように、やはり副会長としての役職もございまして。その発言については、非常に重いと思うんです。世羅町長という立場と、またこの合併協議会の副会長という2つの顔があるわけですが、後に出てきます協議会の規約、報告事項の第1号の第7条の2番、副会長は会長を補佐しということがあります。やはりこれから合併をしていこうとするときに、やはり3町が顔合わせ

あるいは力合わせ、また心合わせをして、お互いに理解を示しながらいい新町にしていこうとする我々協議会の意思があるわけです。そういう意思のある方が今日集まっておられると思うんです。そういった今日スタートするわけですから、その中でこういった発言というのは、我々委員を非常に傷つけると思うんです。これは、個人的な意見かも知れませんが、やはり今日せっかくのスタートするわけですから、やはりその真意あるいはそれはなかったんだとか、副会長自身の口から私自身聞きたいと思います。

○上本会長 世羅西町、世羅町というような組み分けはしたくないんですが、甲山町の方、世羅町の方からまだ発言がありません。そのことについてご発言いただいたところで、我々3人でそのことについての協議はさしていただきながら、対処させていただきますが、いかがでしょう。別にありませんか、世羅町。

溝上委員。

○溝上委員 やはり当の世羅町の町長さんのコメントを是非いただきたいと思います。

○上本会長 ちょっと暫時休憩さしてください。

午後 2時15分休憩

午後 2時30分再開

○上本会長 それでは、休憩を閉じて再開させていただきます。

先ほど来、議論になっておりますことにつきましては、新聞報道にございますように、これから法定協議会がいよいよ動く段階で、世羅郡3町の町長に合併議論に臨む基本姿勢を報道機関の方で取材されて報道されたものでございます。

この内容につきましては、それぞれ各町の町長さんの基本姿勢としてあるわけでございまして、その内容に入っていくわけにはいきませんが、あくまでも当協議会としてはこの合併論議、世羅郡3町の合併論議は白紙の段階で論議に入っていただくということだけは最初に申し上げて、そのことを踏まえて世羅の町長さんからこのことについてのコメントといたしますか、お考えを示すというお気持ちになっていただいておりますので、発言を許可させていただきます。

○松山副会長 先ほど溝上委員並びに桧谷委員さんの方からご指摘をいただきました。いろいろご心配をおかけしましたことを心からおわびを申し上げます。

新聞記事につきましては、私は今さら申し上げるまでもございませんが、私の真意が十分伝わっていないということを残念に存じます。先ほどそれぞれご指摘をいただきましたように、合併協議会でこれからすべての問題を協議していくわけでございますから、当然

ご指摘の点はそのとおりでございます。今後とも世羅郡3町の円滑な合併推進のために、皆さん方のご意見、私どもの意見もしっかり披瀝しながら、どこで集約できるかという点で頑張ってまいりたいと、こういうふう存じます。

○上本会長 以上、世羅町長の方から直接このことについてのご返事をいただきまして、このことについてご理解、ご承認といいますか、ご理解をいただけますでしょうか。さらに発言がございますか。

楡谷さん。

○楡谷委員 甲山町の楡谷です。今、新聞報道とは真意が違うと言われましたが、どう違うのか、どういうふうにとどの点がどういうふうが違うのか、お答えをいただきたいと思えます。

○松山副会長 すべて前段があるわけでごさいます、世羅郡3町の中心にあつて、そして人口も面積も多い世羅町がやっぱり重要な役割を果たしていかにかいけんという意気込みを申し上げたわけでごさいます。

なお、それぞれの文章には前段の部分があつたわけでごさいます。そのことにつきましては、今さらここで申し上げるわけもごさいません。そういう意味で、十分な真意が皆さんに伝わりにくかつたんじゃないかならうか、そういう点については私自身も残念に思ひますし、意外にも思ひつております。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 こういう合併協議会が全く白紙の状態から議論すべきものと思ひますが、やはり世羅郡3町のトップが思いを一つにして、心を一つにして合併に臨んでいただかないと、我々が自由な発言をしても、これが果たして実を結ぶのかどうか、非常に危惧するものでごさいます。新しい町を誕生させるために、事務局はもちろん、我々町トップが一体となつてできるような十分なすり合わせをしていただきたいと思ひます。

○上本会長 これから合併論議を進めるに当たつて、世羅3町の町長としてこのことについて気持ちを引き締めてというご意見であらうと思ひます。もとよりそのつもりで、こうした法定協議会の成立まで今日いろんなことの議論を重ねながら進めさしていただきました。もちろんこのことについては、9月定例議会で各町の議会の審議を経て、法定協議会がいよいよ出発してある、そういう経緯をして今日までいろんなご苦勞もあつたわけですが、おっしゃることの真意は十分承知できるところでごさいますんで、そのことについては3町ともにそのことのしっかり受けとめさしていただくということについては、今さら

確認するまでもないことであろうと思いますが、もちろんこれから会議を進めるに当たりましては、いろんな場を想定しながらしっかり協議をしてやらしていただくということをお答えさせていただきます。

そのほか、このことについて発言がございますでしょうか。

井上委員。

○井上委員 世羅西の井上と申します。

今問題提起されております松山町長の発言等々の問題であります。要するにまだこの法定協で皆さんのお力をおかりして集結して一つのものを作り上げようとする前段で、ほぼ結果といいますか、先に皆さんが求めている姿をこういう新聞紙上の中で公表してしまったということが非常に問題視されてると思います。

これも今回、非常に失礼なんです。初めてではございません。以前、名は世羅町、本庁は甲山町という発言もあったように私は記憶しておりますし、今回は中心は世羅町で支所は世羅西町という形を松山さん個人の考え方なのか、町長としての考え方なのか、副会長としての考え方なのか、それは定かではありませんけど、そういった部分を示唆された、それに対して我々委員は何を求めていけばいいんだろうかという部分で、非常に困惑していると思います。

そういった部分で、一応発言されて文字になった部分は訂正はできないと思います。たとえ真意が届いてないというのであるならば、真意の届くような発言をされるべきであったと思うし、それが新聞紙上に出た以上はその文字をもって住民の皆さんは判断されると思います。だから、もとへ戻すということにはできないと思いますので、今後この法定協の中で、それぞれの委員の発言等々を求めて一つ一つ問題をクリアしていくんだと思います。

そういった部分において、指導性のある発言であるならばいいんですけど、皆さんの同意を得てない部分に対してさまざまな発言をされることは、今後においては控えていただきたいと思います。それが混乱により、それがもとで、この3町の合併が非常に難しくなるようなことがあってはならないと思いますので、極力そういった部分に関しては今後発言を非常によく吟味されて、そして今松山さん自身が言われますように、真意の届かない文章にならないように、それは副会長さんだけの問題ではありませんし、我々この委員自体の問題でもあると思いますから、それぞれがそういったことを十二分にやはり認識した上で、この法定協がよりスムーズにいい方向に進みますように会長、副会長、それぞれのご

尽力を期待して、こういった問題に関してはどこまで追求してもなかなか結論は出ないと思いますので、こういったことがこの法定協においては二度とないようにしていただきたいと思います。

今後こういった報道に関しては、今報道の方々もこの後ろにおられますし、恐らく明日の日には、このことがまた新聞紙上に出ると思います。そういった部分では、やはり第三者、他町から見て世羅郡はもめてるなっていう印象を与えるのではなくて、やはりスムーズにすばらしいまちづくりを皆さんでやってるなっていう印象が他町の広島県並びに西日本、全国にわたって行き渡るように、それぞれが持てる力を十二分に発揮して、やはり合併に向けてご尽力いただきたいと思います。

そういった部分で、非常に生意気なことを言うんですが、もとへは返りませんので、これを深く追求してもこの法定協がいい方向に行くとは思いません。そういった部分で、二度とこういうことがないように心していただくことをお願いして、非常に生意気なんですが、この件に関してはもうこの程度でどうなんでしょう。私が皆さんに諮る必要はないんですが、どうも追求して、じゃ、松山さんを首にしますかといったら、そういうわけにいかんと思いますし、そういった部分で皆さんで十二分に注意をしながら、今後この法定協を進めていけばと思ってます。そういった部分で、会長あるいは副会長、意を一つにして世羅郡を一つにまとめていくという方向で、今後活動並びに発言をお願いしたいと思います。

○上本会長 ただいま井上委員から、それぞれ各町の3町長、心してこうした合併につきましても心を砕いて連携を取って、そして住民のこれからの合併についての意見をしっかり吸い上げて、新しい自治体へ向かって謙虚に行動せよというご発言であったかと思えます。

もとよりそのことは、我々3人重々承知しながら、さらに肝に銘じさせていただきまして、これからの合併協議会の運営につきましても慎重に、またより大きな収穫を得る、そういう会の運営に努めさせていただくということで、ご了承いただきたく思います。合併協議の経緯につきましても、前段事務局長が申し上げたとおりでございますので、一応今日に至るまでの合併の協議については、ご確認いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、今日までの合併協議の経緯につきましては、ご確認いただいたということで取り扱いさせていただきます。

それでは、いよいよ次第7の報告事項に移ります。

報告第1号世羅郡三町合併協議会規約についてから報告第7号世羅郡三町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程までについてを事務局長より一括してご報告申し上げます。

山口事務局長。

○山口事務局長 それでは、報告事項第1号から私の方で報告をさせて説明をさせていただきます。

まず、報告第1号世羅郡三町合併協議会規約は、10ページから12ページであります。これについて、まず説明をさせていただきます。

第1条では、協議会設置を地方自治法第252条の2第1項及び市町村合併の特例に関する法律第3条第1項の規定におきまして、合併協議会を置くものであります。

第2条は、協議会の名称を世羅郡三町合併協議会と称します。

第3条は、協議会の担任する事務を、第4条は協議会の事務所は、広島県尾三地域事務所世羅分庁舎内に置くというものであります。

第5条は、組織であり、本協議会に会長、副会長、委員及び顧問をもって組織するというものであります。

第6条は、会長は3町の長が協議して、3町の長の中からこれを選任するというものであります。

第7条は、副会長のことであり、第6条第1項の規定により、会長に選任された者を除く2名をもって充て、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代理するというものであります。

第8条は、委員として、1号は3町の長、2号は3町の議長、副議長及び議会が推薦する議員1名、3号は3町の長が協議して定めた学識経験を有する者としており、委員の数は36名以内となっております。

第9条は、顧問であり、協議会に顧問を置くことができ、顧問は若干名とし、3町の長が協議して3町の合併問題について識見を有する者の中からこれを選任し、会長は必要に応じて顧問に意見を求めるというものでございます。

第10条は、会議であり、協議会の会議は会長が招集し、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は招集をしなければならないとなっており、会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項であり、後ほどご協議いただく協議第6号がこれに当たり、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。また、会議の顧問の出席を求めることができるというものでございます。

第11条は、会議の運営であり、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないとなっており、会長が会議の議長となり、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができるとなっています。

これは、幹事会、専門部会の職員の出席をさせることがうたわれています。会議の議事、その他会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定めるとなっており、協議第1号世羅郡三町合併協議会会議運営規程等がこれに当たります。

第12条は、小委員会で、小委員会を置くことができるというものでございます。

第13条は、幹事会で、幹事会を置くということで、後ほど報告いたします報告第3号で幹事会規程を定めております。

第14条は、専門部会で、専門部会を置くということで、後ほど報告をいたします報告第4号専門部会規程を定めております。

第15条は、協議会の事務局で、事務局を置くということで、これも後ほど報告いたします報告第5号に事務局規程を定めてあります。

第16条は、協議会の事務局員の定めであります。第17条は、協議会に要する経費の定めであり、3町協議して平等の負担とすることとなっております。第18条は3町の監査委員の中から協議会の同意を得て、3名を委嘱をして監査をいただくというもので、これも後ほどご協議をいただきます。協議第2号がこれに当たります。

第19条は、財務に関する事項で、後ほど報告をいたします報告第6号で財務規程を定めております。

第20条は、報酬及び費用弁償で、後ほど報告いたします報告第7号で報酬及び費用弁償に関する規程を定めておるところであります。

第21条は、協議会の解散の場合の措置で、協議会が解散した場合においては協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するとなっております。

第22条は、その他必要事項で、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮り、別に定めることとなっております。

附則で、施行期日は、平成14年10月1日から施行をしております。

次に、報告第2号世羅郡三町合併協議会規約等に関する協議書でございます。13ページから15ページがこれに当たります。

これは、そこにありますように、甲山町長、世羅町長及び世羅西町長で、世羅郡三町合併協議会規約の中で、それぞれ3町の長が協議をして定めるという項目が、先ほど報告をしました規約の中にありましたが、こういった中身等について協議をし、確認をした中身でございます。

1、規約第6条第1項に規定する会長の選任については、会長には、世羅西町長上本仁志を選任するということが協議をされております。

2で、規約第7条第1項に規定する副会長の選任については、副会長に、先ほどありました甲山町長山口寛昭、世羅町長松山理人を選任するということが協議されております。

3の、これは規約第8条第1項3号、これは学識経験を有する委員さんについては別表に掲げる者とするということで、これが15ページがその委員の皆さんの関係になります。これは、学識経験を有する学識経験者の委員さんであります。

4、規約第9条第2項に規定する顧問の選任については、顧問には広島県議会議員小島敏文様、広島県尾三地域事務所藤井孝弘様を選任するということが3町の長の協議で定めて、確認をされております。

5、規約第16条に規定する職員については、各町の長が定めた者をもって充てるということでございます。

6は、規約第17条に規定する協議会に要する経費については、先ほど規約でも言いましたが、経費は3町が均等に負担するということが協議で決まっております。

7、規約第18条に規定する監査委員については、監査委員は甲山町橋本武生様、世羅町田中修三様、世羅西町野曾原文男様に委嘱するということで協議会の同意を求めるといふところまでを協議を確認をされております。

9、協議会に出納員を置くで、これは出納については会長が行うわけですが、その会計の事務の一部をつかさどることで、協議会の事務局次長をもって充てるということが確認をされております。

10、世羅郡三合併協議会の設置、これは協議会の設置は平成14年10月1日として、同日付で告示を行い県知事への届け出を行うという確認に基づきまして、先ほど経緯で説明したとおりでございます。

1 1、協議会発送文書の文書番号は、世合協第何号とする。

1 2が確認内容の変更でございますけれども、これにつきましては、上記の協議内容等に変更が生じた場合、別に協議書を取り交わすものとするということでございますので、この協議内容に変更があれば、常に3町長が協議をし、確認を交わしていくということで、それぞれ各町1通を所持をするということの協議書でございます。

続きまして、報告第3号世羅郡三町合併協議会幹事会規程についてでございます。

第1条は、趣旨を定めております。

第2条は、所掌事務を定め、第3条では幹事を、別表でありますけれども、別表が18ページに掲げる職に当たる者をもって充てるというものでございます。

幹事につきましては、18ページを見ていただきますと、各町の助役、教育長、総務課長、企画担当課長、こういった方をもって幹事に充てるという組織でございます。

第4条、組織で、幹事会は幹事をもって組織し、幹事会に幹事長及び副幹事長を置くというもので、先ほども委員の紹介をしましたが、幹事長には世羅西町の山口助役、副幹事長には甲山町田原助役、世羅町が金尾助役がそれぞれ就任いたしております。

第5条は、会議で、会議は幹事長が必要に応じて随時開催するというものでございます。

第6条は、会議の運営で、会議は幹事の半数以上が出席しなければ開くことができない。幹事長は、会議の議長となるというものでございます。

第7条は、関係者等の出席で、幹事長は必要に応じて関係者等の出席を求め、説明または助言を求めるということができるというものでございます。

第8条では報告を、そして第9条では庶務を、それぞれ定めております。

第10条ではその他必要事項で、この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は協議会の会長が別に定めるというものでございます。

附則では、この規程は、平成14年10月1日から施行するということを定めております。

次に、報告第4号でございますが、ページ19からページ21ページまでがこれに当たります。

報告第4号世羅郡三町合併協議会専門部会規程でございます。

第1条では趣旨を定め、第2条は所掌事務を定め、第3条は組織を定め、専門部会は総務企画部会、福祉生活環境部会、教育文化部会、産業部会及び建設部会の5部会とし、そ

れぞれページ21ページにあります別表に掲げる職にある者をもって組織をし、必要に応じて分科会を設置することができるというものでございます。

第4条は役員で、構成員の中より互選により部会長1名、副部会長2名を置くというものでございます。

第5条は役員の職務を定め、第6条では会議を、第7条では報告を、そして第8条では庶務、それぞれ定め、第9条ではその他必要事項で、この規程に定める者のほか、専門部会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定めることとしております。

附則で、この規程は、平成14年10月1日から施行することを定めております。

次に、ページ22ページから24ページの報告第5号世羅郡三町合併協議会事務局規程でございます。

第1条では趣旨を定めており、第2条は所掌事務を、第3条は職員で、事務局には事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置くというものでございます。

第4条は職員の職務を、第5条は会長の決裁事項を、第6条は事務局長の専決事項、第7条は代理決裁でありまして、会長が不在のときは副会長がその事務を代理決裁し、会長、副会長がともに不在のときは事務局長がその事務を代理決裁するというものでございます。

第8条は代理決裁の特例で、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの、または緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例もしくは疑義のある事項は、代理決裁してはならないというものでございます。

第9条は代理決裁の手続を、第10条では公印の取り扱いを、ページ24ページにひな形が定めてあります。

第11条は職員の服務で、職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員が所属する町の条例、規則、その他の規程を適用するというものでございます。

第12条は給与等で、職員の給与、旅費などについては、それぞれの職員が所属する町が負担するというものでございます。

第13条はその他の必要事項で、この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定めるというものでございます。

附則では、この規程は、平成14年10月1日から施行するということになっております。

次に、報告第6号ですが、ページ25からページ27ページでございます。

報告第6号世羅郡三町合併協議会財務規程でございます。

第1条では趣旨を定め、第2条は歳入歳出予算で、協議会の予算は甲山町、世羅町及び世羅西町の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とし、協議会の会長は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度によるとなっております。

第3条は予算の補正を、第4条では歳入歳出予算の款及び項の区分を定めております。

第5条では出納及び現金の保管を、第6条では協議会の出納員を定め、第7条では予算の流用及び充用を、第8条では決算等を定めております。

第9条は収入及び支出の手続で、協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、甲山町の例によりこれを行うものとするとしております。

第10条はその他必要事項で、この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるとしております。

附則、この規程は平成14年10月1日から施行し、平成14年度については、第2条第2項中にあります「年度開始前」とあるのは「第1回」と読みかえるものとし、会長はこの規程の施行日以降第1回協議会の開催日前までの間において収入すべき歳入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出をすることができるものと定めてあります。

次に、報告第7号でございますが、ページ28ページでございます。

報告第7号世羅郡三町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。

第1条では趣旨を定めており、第2条は報酬の額で、協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員の報酬は日額6,500円とし、ただし甲山町、世羅町及び世羅西町、その他の地方公共団体の長及び常勤職員については、これを支給しないとなっております。

第3条は費用弁償で、協議会の職務を行うため甲山町、世羅町及び世羅西町以外へ出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、甲山町、世羅町、世羅西町、その他の地方公共団体の長及び常勤職員については、これを支給しないとし、費用弁償の額に関する条例は甲山町条例の規定を準用するものとしております。

第4条は支給方法で、甲山町の例によりこれを行うものとしております。

第5条はその他必要事項で、この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項は、会長が別に定めるといふものであります。

附則で、この規程は、平成14年10月1日から施行することと定めております。

以上で私の方からの説明にかえさせていただきます。

○上本会長 これでは報告第1号から第7号までの説明を申し上げました。

これまで、このことにつきましては世羅郡三町合併協議会の運営上、規約等また規程等について示してあるものでございます。このことについて、ご発言、ご質疑ございましたら、発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別になければ、第1号から第7号までについては、ご確認いただいたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

それでは、報告第1号から第7号についてはご確認いただいたものとして取り扱いさせていただきます。

ここで、一旦休憩をさせていただきます。3時15分まで休憩いたします。

午後 3時02分休憩

午後 3時15分再開

○上本会長 それでは、休憩を閉じ再開させていただきます。

これから、報告第8号新町将来構想検討報告書について事務局より説明させますが、この中身については膨大な冊子となっておりますので、すべてを説明するのが非常に時間を労しますんで、要点のみを報告させていただきながら、また各自持ち帰っていただいでご熟読いただければと思うところでございます。

それでは、山口事務局長、お願いします。

○山口事務局長 お手元に新町将来構想検討報告書という冊子をお配りしております。これに基づいて、私の方から説明をいたします。

この新町建設計画のたたき台として、任意協議会時代に、先ほども言いましたが、3町長、議長、副議長の任意協議会の中で検討、策定されたものがこの冊子でございます。

目次を見ていただきますと、第1章が3町の現状、そして第2章が新町の将来像の検討、第3章で合併の意義と効果、第4章が参考資料ということで、20歳以上の方を対象とした住民アンケートの調査結果の分析を載せて構成をしております。

1ページ目を開いていただきますと、第1章で3町の現状で、第1節が自然条件・地理

的条件ということで、世羅郡3町は広島県の面積の約3.3%を占め、東広島市とほぼ同じであるということでございます。

2ページを見ていただきますと、そういった面積の比較をそこに載せております。降水量等を載せております。

第2節が歴史的条件で、ここは縄文時代から明治22年の合併、そして昭和30年から31年にかけての合併が行われて現在に至った状況を書いております。

4ページを見ていただくと3町の形成過程、これを載せております。

第3節が人口と世帯ですけれども、平成12年の年齢構成は年少人口比で13.4%、老年人口が32.9%ということで、広島平均や全国平均より少子・高齢化が進んでおるといことで、特に高齢化比率では10ポイント以上高くなっているということが表からも見受けられると思います。

6ページも人口の推移、年齢構成比の推移を載せております。

7ページをごらんいただくと産業構造、第4節ですけれども、産業別就業人口ということで、3町の産業について書いています。広島県の平均、全国平均と比較すると、第1次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低いということが表からも見受けられると思います。

8ページを見ていただきますと、第2項で農業についてですけれども、農業については、その下の表がありますように、県内の経営耕地面積の占める割合というのは5.5%から6%へと上昇しとるといことで、非常に専業農家については増加を続けているといことになっています。

9ページが、粗生産額上位5位の推移を各町の表を挙げております。

10ページが、農家数、専業農家数の割合の推移、経営耕地面積の推移をそれぞれ表にあらわしております。

第3項工業ですけれども、工業は平成3年以降を見ると非常に事業所数とか従業員数、製造出荷等とも一貫して減少してるといことがありまして、3町の事業所もバブル崩壊後厳しい経営環境に置かれているためと考えられるといことで、そこは書いております。出荷額等も見ていただければと思います。

第4項が商業で、13ページなんですけど、これは大規模大型小売店舗、床面積1,000平米以上の大型小売店舗が平成14年現在で、甲山町に3店舗、世羅町に1店舗の計4店舗があつて、店舗面積は1万7,362平米で、平成5年の3倍近くにはなっているん

ですが、商店数というのは減少傾向にあるということでございます。

次に、14ページが第5項観光でございます。

世羅郡3町の主な観光資源は、観光農園や中世以来の歴史資源、そして温泉などが大半を占める観光施設とか特産販売施設などがあるということで、平成13年の入り込み観光統計調査によれば、3町の入り込み観光客数は約111万人ということで、右の表を見ていただきますと、15ページに観光客数は増加の傾向で推移をしているということがうかがえると思います。

16ページ、第5節交通条件でございますけれども、世羅郡3町の公共交通機関はJR福塩線及び都市間バス、近郊バス等があるわけでございますけれども、この近郊バスについては路線があるが、いずれも1日数往復で便数は少ないという、あそこに図を載せておりますような公共交通機関の状況でございます。

第6節の公共施設等の状況でございますけれども、第1項の主要な公共施設の概況ということで、世羅郡3町の主要な公共施設は、そこに図にありますように、3町にある主要な公共施設を見ていただくと、甲山町と世羅町では大体そこら辺に集中をしており、世羅西についても小国周辺に集中しているということがうかがえると思います。

次に、18ページ、第2項学校ですけれども、小学校が甲山町に5校、世羅町に4校、世羅西に4校、中学校が各町1校、そして高等学校が世羅町、世羅西町に県立高校が1校ずつあるということで、3町の学校の位置を見ていただければと思います。

19ページについては、それぞれの児童数、1校当たりの児童・生徒数の状況なり、高等学校の状況については、定員に対する生徒数を表にしております。

20ページが、小学校の児童数の推移並びに中学校の生徒の推移ですが、年々減少傾向にあるということでございます。

21ページが、第3項保育所。

保育所については、3町とも公立保育所として各地区ごとに設置をしている方式をとっております。保育所の入所児童数は、少子化の影響から減少傾向にあるということで、22ページを見ていただきますと、保育所の児童数の推移というのは減っているということが表からもうかがえると思います。

それと、23ページ、第4項公民館等でございますが、公民館1館当たりの人口は1,515人で、広島県平均が7,005人であることから、公民館の充足率は高いということでございます。特に、公民館1館当たりの人口という表が平成13年現在でありますけ

ども、広島県が7,005人に対して、3町合計で13公民館がございますが、1,515ということで広島県と比較してもそういった充足率が高いと思います。

次が、24ページ、第5項が道路でございます。

道路につきましては、尾道市と三次市を結ぶ184号線が南北にこうなっており、竹原市と庄原市方面を結ぶ国道432号線が東西に横断をしております。中には、世羅高原ふれあいロードが世羅西まで3町をつないでいるということで、舗装率は、国、県道が99.2%、町道が74.5%であります。国、県道の舗装率は、広島県水準とほぼ同じであるが、町道の舗装率は県水準をやや下回っているという現状でございます。

25ページが、それぞれの道路舗装率の推移でございます。

26ページ、第6項の医療福祉施設でございますけれども、これについては、高齢者の入所施設等、並びに障害者福祉施設、そして医療機関等をそれぞれ表にしておりますものが3町にはあるということで、ごらんをいただきたいと思っております。

第7項、上下水道でございますが、水道については甲山町、世羅町では、甲世水道企業団を設置して、中心市街地を中心に上水道整備を現在しているということで、簡易水道等が世羅町5系統、世羅西町が2系統あるということで、世羅郡3町の水道普及率は、広島県全体と比較すると低い水準にとどまっているという状態でございます。

28ページが上水道、簡易水道等の状況という表を載せております。

29ページ、下水道については、甲山町、世羅町の中心市街地において、甲世上下水道企業団により平成13年度から公共下水道の整備を進めているほか、世羅西町小国地区では、平成12年4月1日より農業集落排水が供用開始となっておりますということであります。特に、し尿処理の状況を見ていただきますと、次の表の中にありますが、衛生処理率は県平均とほぼ同じとなっております。

次に、30ページ、第8項情報化イントラネットでございますが、世羅郡3町は地域イントラネット基盤整備事業によりまして、3町の役場、各公共施設及び小・中学校等を結んだネットワークを有しております。特に、平成14年度については、IT広島実証事業とITモデル地域の県下で唯一指定をされ、情報基盤を活用したまちづくりの展開を現在進めているという特徴がございます。

31ページ、第9項が文化財とイベントということで、それぞれ3町の文化財、天然記念物を表にし、34ページまでが一覧表として掲げております。

35ページが、世羅郡3町の主なイベントは次のとおりということで、3町が連携して

取り組むイベントも数多くあるということで、それぞれのイベントをそこに表で掲げております。

36ページが第7節で、生活圏の状況ということで、第1項通勤通学先ということで、世羅郡の住民の中で就業、就学をしておる状況というのは、世羅郡内で80.2%という状況がございます。主に、通勤通学先を町別に見ると、3町とも流出先の第1位は郡内の隣接町となっておりますというのが、この表でおわかりいただけると思います。

37ページ、第2項よく利用する施設の場所ということで、これはまちづくりと合併に関するアンケート調査によってした中身が、そこにあります図のように、施設内容ごとに見たよく利用する施設の場所ということで、生活に密着した分野の施設を中心に3町内の施設の利用が多く、施設利用の面からも3町が結びつきが強いということがおわかりいただけると思います。

38ページが、第8節行財政の状況はどうであるかということで、第1項が行政の状況ということで、これは3町の行政機構をそこに表にしてかけております。

39ページが、平成13年度の一般行政職員数は、甲山町が104人、世羅町が107人、世羅西町が64人で、3町で合計で275人となっております。一般行政職員数の推移を図にしておりますが、こういった形で平成11年度から減少傾向にあるということでございます。

次に、40ページ、財政の状況でございます。

歳入では、平成13年度の普通会計の歳入総額の中で、3町合計で151億円であります。自主財源の比率は、3町合計で24.3%と低く、依存財源に頼る形となっているということで、依存財源の中でも地方交付税によるところが大きいということが、この図からおわかりいただけると思います。

42ページが、歳出でございます。

これも平成13年度の普通会計歳入歳出総額で、3町合計で147億円となっており、義務的経費が35.1%、投資的経費が32.6%、その他経費が32.4%となっております。

43ページが、財政力指数でございますが、これはそこを見ただければわかりますように、自治体の財政力を判断する指標ということで、財政力指数の推移を挙げております。

44ページが、公債比率で、これはこの比率が高ければ、それだけ後年度負担が大きい

ということを意味するという表で、公債比率の推移を見ていただきますと、18.7%、14.4%、13.6%というのが13年度の決算の状況から3町とも上がってきているという状況であります。

45ページが、経常収支比率でございますが、これはこの比率が高いほど、いわば財政の硬直が進んでいるということが言われているわけですが、こういった形の中で3町とも同じぐらいの37.5%から32.1%となっているということでございます。

46ページが、地方債現在高ということで、これは13年度が甲山町75億円、世羅町が67億5,000万円、世羅西町が49億円で、平成4年度から上昇傾向にあります。

47ページが、第3項で行財政指標の類似団体等との比較ということで、3町が合併した場合における類似団体との比較をここから上げております。

世羅郡3町合併による新町は、人口が1万9,690人ということになれば、そこにあります総人口1万8,000から2万3,000人の類似団体に位置するということになり、47ページの下の方を見ていただきますと、新町と庄原市がほぼ同じ規模であり、面積的、人口的にも同じであるということになります。

48ページが、類似団体等との行政財政指標の比較ということで、これは新町の職員1人当たりの人口は約67人で、類似団体11町平均90人より少なくなっておるということは、逆に言えば、職員の数は今の段階では多いということになるかと思えます。庄原市が75ということになれば、庄原市よりも職員1人当たりの人口は少ないわけですから、そういった形になるかと思えます。

49ページが広域行政の現状で、広域行政組織の状況という表がありますが、こういった形で広域行政に3町が取り組んでいるということでもあります。

次が、50ページ、51ページ、52ページにかけまして、世羅郡3町をめぐる各種現行計画を挙げております。

策定主体、計画名、概要ということで、「広島県第四次長期総合計画 ひろしま・新たな躍進へのプログラム」、尾三地域事務所では「尾三地域発展プラン」、世羅郡中山間地域総合整備推進協議会における「集落・生活拠点整備モデル事業活性化計画」、それと各町における長期総合計画、こういったものを挙げております。

53ページが、新町の将来像の検討ということで、第2章になります。

ここからが、一応将来像の検討ということになりますが、第1節が人口のフレームで、これは単純に機械的な推計であるが、結果15年間では人口が約3,000人減少すると

いう厳しい内容とはなっておりますが、雇用の創出や都市基盤整備、子育て環境の整備などにより、人口の流出の抑制とか転入者の増加、とりわけ今後出産が見込まれる若者世帯の定着に力を入れていく必要があるのではないかということで書いてあります。

54ページ、55ページが、世羅郡3町の特性でございます。

特性1では、豊かな自然、歴史、文化、特性2では、多様な観光レクリエーション資源、特性3では、高品質で多様な農産物の生産、特性4では、情報公開の先進的な取り組み、特性5では、保健・医療・福祉施策の連携、特性6では、生涯学習の広域的な取り組みという、こういった6点の特性がありますよということでございます。

56ページが、世羅郡3町の課題をここでは掲げております。

課題としては、1が少子・高齢化、人口減少社会への対応ということが課題の一つに挙がっています。課題2では、生活基盤の整備、課題3で、産業の活性化、課題4が、財政の健全化、こういったものを世羅郡3町の課題がでございます。

57ページが、住民のニーズということで、「まちづくりと合併に関するアンケート調査」に基づき、合併後のまちづくりに関する住民ニーズの傾向をまとめてみると以下のとおりであるということで、1が町の現状としては7割以上が「大変住みよい」、「まあまあ住みよい」というような、基本的には住み心地のいい地域であると考えているようであります。

それと、2の合併後のまちづくりについてということでアンケートの中で、合併後の重点施策は何ですかとかいうことの質問の中で、上位5つ「福祉サービスの充実」とか「保健・医療体制の充実」、「地域経済の活性化」、「生活交通路線の維持・充実」、「公共下水道など都市基盤の整備・充実」ということが重点施策の中では上位に挙がっております。

合併に当たっての行政への要望ということでは、そこに記述してあるとおりでございます。

次が、58ページ、第5節将来像の検討でございますけども、第1項の将来像の設定ということで、3町の特性、先ほど言った特性と課題、住民ニーズを踏まえて、将来の町の姿として「人と自然が輝くまち」と設定するというので、この将来像実現のための基本目標を4点掲げております。1が「安心して住み続けられる健康・福祉のまちづくり」、2が「快適で安全なまちづくり」、3が「産業が元気なまちづくり」、4が「豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくり」の基本4目標でございます。

59ページを見ていただくと、それぞれ3町の特性、ニーズ、課題を新町の将来像と設定すればこういう形になるということで、ご理解をいただきたいと思います。

60ページ、まちづくりの基本方向として、「安心して住み続けられる健康・福祉のまちづくり」ということで、少子・高齢化などの社会の変化に伴う多様なニーズに対応し、すべての住民が安心して住み続けられるまちづくりを推進するということが、施策の展開方向性として次の3点を挙げております。

2の「快適で安全なまちづくり」というのは、住民生活の向上の基礎となる道路や上下水道などの生活基盤の整備・充実を図るなど、住民が快適で安全に暮らせるまちづくりを推進するということが、次の2点を挙げております。

61ページ3の「産業が元気なまちづくり」については、地域の基幹産業である農業について独自産業の推進など新たな展開を図るとともに、観光産業を含めた商工業の振興を図り、にぎわいと活気のある産業が元気なまちづくりを推進するということが、次の3点を方向性として挙げております。

4が、「豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくり」ということで、地域が有する豊かな自然とか歴史、伝統的な文化を継承保存して、豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくりを推進するということが、次の3点を挙げております。

62ページからは第3章でございますが、合併の意義と効果ということで、第1節が合併の意義、第2節で合併の効果ということで、第1項が広域的な視点に立ったまちづくりという中で、合併により道路や公共施設の整備、広域的な土地利用計画など、世羅郡全体を見渡し、広域的な視点からまちづくりを推進することが可能となるということで、そこに例えばということで、それぞれ世羅郡3町では甲山町、世羅町の中心市街地が連たんしており、その計画的な土地利用の誘導や一体的な産業振興の必要性が生じているが、広域的な視点に立った新たなゾーニングなどにより、世羅西町小国地区も含めた中心市街地の活性化のさらなる推進が可能となると考えられるということで、こういった方向性で、例えばということを見ていただければと思います。

第2項が行政サービスの高度化、多様化ということで、既存サービスの質と量向上など、行政サービスの充実や安定した供給が図られると考えられるということであります。

第3項が行財政の効率化ということで、これは、そこに書いておりますように、長期的な合併をしない場合と比べて、職員数とか合併をすれば当然減少するということがございまして、それと中身とか3町が同じ類似事業を統合していけばいいのではないかとこの

とで、有効活用が図られると考えております。

第4項が国、県の財政支援でございますけれども、1が国の財政措置として合併特例債による財政措置が2点ほどございます。建設事業に対する財政措置と基金造成に対する財政措置、普通交付税による措置としては、普通交付税の算定特例（合併算定替）というのがございます。

64ページが、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、3で特別交付税による措置、4で合併市町村補助金というのがございます。広島県の合併推進交付金というのもございまして、合併年度よりこれに続く5カ年までの期間に助成を行う合併推進交付金制度を広島県においても設置されております。

以上が一応今までの計画で、以降第4章が参考資料としての住民アンケート調査結果の分析ということになります。これにつきましては既に合併日より等でお知らせをしておりますので、皆さんのところでご一読いただければというふうに思います。

将来構想検討報告書ページ21の第3項の保育所の下側の地図の表示で、記載に世羅西町の小国保育所が遺漏してございましてまことに申しわけございません。事務局の不手際でございます。後日、訂正した地図を改めてお配りするということで、ご了承賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

以上で事務局からの説明とさせていただきます。

○上本会長 報告第8号の新町将来構想の検討報告書について事務局長より説明申し上げましたが、内容が随分多岐にわたっていますのですぐご質問ということも難しいようでございますが、とりあえずお気づきの点、ご質問ございましたら、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、このことにつきまして、またお持ち帰りいただきながらご一読いただいて、次の機会にどうしてもこのことについてということがございましたら、そういう会も設けたく思いますので、一応今回このことについてご確認いただいたという確認さしてもらってよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい。それでは、今回は一応ご確認をさしていただいたということに取り扱いさせていただきます。

それでは、続いて、次第第8の協議事項に入らせていただきます。

まず、議題第1号世羅郡三町合併協議会会議運営規程について、また世羅郡三町合併協

議会会議傍聴規程について及び世羅郡三町合併協議会会議録等閲覧規程について事務局より説明申し上げます。

○山口事務局長 お手元の資料の30ページに、協議第1号世羅郡三町合併協議会会議運営規程がございます。朗読をさしていただいて、説明をさせていただきます。

趣旨。

第1条、この規程は、世羅郡三町合併協議規約（以下「規約」という。）第11条第4項の規定に基づき、世羅郡三町合併協議の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

基本方針。

第2条、会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2、会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

会長等の責務。

第3条、会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2、委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

会議の開閉等。

第4条、会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2、委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

会議の進行。

第5条、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数の賛同をもって議事を進めるものとし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

2、前項の場合においては、議長は議決に加わらないものとする。

傍聴。

第6条、会議は、傍聴することができる。

2、会議の傍聴については、会長が別に定める。

会議録。

第7条、会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所。

- (2) 出席委員等の氏名。
- (3) 議題及び議事の要旨。
- (4) その他会長が必要と認めた事項。

会議録署名委員。

第8条、会議録に署名する委員は3人とし、会長が協議会において指名する。

会議録等の公開。

第9条、会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2、前項の公開手続等については、会長が別に定める。

規律。

第10条、何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2、会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

関係者等の出席。

第11条、会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、説明及び助言を求めることができる。

その他の必要事項。

第12条、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則。

この規程は、平成14年10月16日、本日から施行する。

次に、32ページ、世羅郡三町合併協議会会議傍聴規程。

趣旨。

第1条、この規程は、世羅郡三町合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

傍聴席の区分。

第2条、傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

傍聴席の定員。

第3条、一般席の定員は、30人とする。ただし、会長の判断により増減するものとする。

傍聴の手續。

第4条、会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿（第1号様式）に記入しなければならない。

傍聴席に入ることができない者。

第5条、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器及び棒その他他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影または録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者。

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。

(7) 酒気を帯びていると認められる者。

(8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情があると認められる者。

2、会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問することができる。

3、児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

傍聴人の守るべき事項。

第6条、傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨として、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

写真、映画等の撮影及び録音等の禁止。

第7条、傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

職員の指示。

第8条、傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

傍聴人の退場。

第9条、傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

違反者に対する措置。

第10条、傍聴人がこの規程に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

その他の必要事項。

第11条、この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則。

この規程は、平成14年10月16日から施行する。

34ページが様式第1号でございます。

35ページ、世羅郡三町合併協議会会議録等閲覧規程。

趣旨。

第1条、この規程は、世羅郡三町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文章（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

閲覧の請求。

第2条、何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

閲覧に供する会議録等。

第3条、閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された

文書については、この限りではない。

2、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他の閲覧に供することが適当でないと思われる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

閲覧の申出。

第4条、閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

閲覧の場所及び時間。

第5条、閲覧に供する場所は、協議会の事務局の所定の場所とし、その時間は、当該事務局の執務時間内とする。

会議録等の複写等。

第6条、閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を筆記等により他に写すことができるものとする。ただし、会議録等の写しを交付する場合は、当該写しの交付に要する費用は請求者の負担とする。

その他の必要事項。

第7条、この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附則。

この規程は、平成14年10月16日から施行するということであります。

ですから、会議運営規程に基づいて会長が別に定めるということで、会議録等の閲覧規程並びに傍聴規程、こういったことでもあります。

以上でございます。

○上本会長 以上が協議第1号の説明でございますが、各会議の運営規程について示したものでございます。このことについて、何かご意見、ご質問がございましたら発言ください。

蔵敷委員。

○蔵敷委員 蔵敷です。傍聴人の入れるか入れんかという判断は、だれがされるんですか。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 ただいまのご質問ですけれども、傍聴人として入るか入れないかはだれが

判断するかということですが、あくまでも会長がご判断をいただくということになります。したがって、傍聴規程の第5条にあるように、傍聴席に入ることができない者という項目がありますが、こういった方々については、一応会長の方でご判断をいただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○蔵敷委員 ということは、入ってからのことですね。ということになりますね。本会議室へ入る以前のことはできないことですね。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 当然議会傍聴席に入る前に、この規程に基づきまして職員が当然受け付け等をして、そこで一旦は規程等に基づいて傍聴人に対しては、こういった形では入れないという旨を告げることはいたしますが、最終的にご判断をいただくのは、最後は会長ということでご理解いただきたいと思います。

○上本会長 事務局の説明でご理解いただけますか。

ほかに質問ございますか。

黒木委員。

○黒木委員 甲山町の黒木武彦でございます。

この傍聴人規程のところ、傍聴される方に少しでも便宜を図っていただくという意味で、同日提案される議題について要項程度、何か本日の議題についてはどのような要項があるのかというふうなものをあらかじめ傍聴者にお渡しいただく方が、聞く方の者にとって大変便利なんじゃないかと。これは、各町の議会においてもそういうようなことが、傍聴するに当たって何も資料なしにその会へ傍聴するということは非常に聞く方にとって理解しにくいものがありますので、その点はいかがお考えでしょうか。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 答えをいたします。

基本的には、傍聴に来られました方については皆さんにお配りしておる同じ資料を傍聴人の方にもお配りをし、傍聴いただくということで、事務局の方でも、本日の会議につきましても受付でお渡しをしているところでございます。

以上です。

○上本会長 ほかにご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第1号については、ご決定いただいたものということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい。それでは、協議第1号はご決定いただきました。

世羅郡三町合併協議会会議運営規程第8条の会議録署名委員の選任を行いたいと思います。

それでは、会議録署名委員の指名は、まことに僭越ではございますが、順番で各町から1名をその都度選任さしていただくということで、本日第1回協議会の会議録署名委員は3町の議長さんをお願いしたいと思います。

甲山町水間委員、世羅町沖委員、世羅西町松岡委員の3名の方を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、協議第2号監査委員の同意についてを事務局より説明申し上げます。

○山口事務局長 それでは、37ページ、協議第2号監査委員の同意について。

監査委員の同意について提案する。

平成14年10月16日提出、世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

監査委員の同意について。

世羅郡三町合併協議会監査委員に次の者を選任することについて、世羅郡三町合併協議会規約第18条の規定により、協議会の同意を求める。

橋本武生（甲山町代表監査委員）。

田中修三（世羅町代表監査委員）。

野曾原文男（世羅西町代表監査委員）。

以上でございます。

○上本会長 以上、協議第2号監査委員の同意についての説明でございます。人事案件でありますので、ご質問はご遠慮賜りたいと存じますが、なにかご意見はございますでしょうか。

ないようですので原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第3号平成14年度世羅郡三町合併協議会予算についてを上程し、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 38ページ、協議第3号平成14年度世羅郡三町合併協議会予算について

て。

平成14年度世羅郡三町合併協議会予算について提案する。平成14年10月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

平成14年度世羅郡三町合併協議会予算について。平成14年度世羅郡三町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。第2条、歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

39ページから予算案を載せております。

40ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算、総括ということで款1負担金、項負担金3,000万円、3諸収入、1預金利息で1,000円でございます。歳入合計が3,000万1,000円。

歳出ですが、款1運営費、項1会議費が305万円、2事務費が479万6,000円で、784万6,000円。2事業費、1事業推進費2,155万5,000円、3予備費、1予備費で60万円、歳出合計が3,000万1,000円でございます。

次をお開きください。

2、歳入の内訳でございますけども、款1負担金、項1負担金、目1負担金、本年度予算額が3,000万円ということで、合併協議会負担金で各町それぞれ1,000万円ずつの3,000万円でございます。款3の諸収入で、項1預金利子、目1預金利子は存目1,000円で歳入合計が3,000万1,000円でございます。

次、42ページをごらんください。

歳出の内訳でございますけども、款1運営費、項1会議費、目1会議費でございますが、内訳として1の報酬が214万5,000円、これは皆さんの委員報酬でございます。

11が需用費、消耗品ほかで20万5,000円、13委託料で70万円、これは会議録の作成委託料でございます。本年度予算額として、305万円であります。

次の款1運営費、項2事務費、目の1事務費でございますが、内訳は8の報償費が32

万円、これは講師等に来ていただく謝礼等でございます。

それと、11の需用費161万円、内訳は消耗品91万円ほかでございます。

12の役務費が30万円、これは郵便料10万円ほかでございます。

13委託料が92万円、世羅郡管内図作成委託料で、14の使用料及び賃借料がこれらよつと抜けておりますので、料をご記入いただければと思います、賃借料が130万4,000円で、これはパソコンリース料ほかでございます。

次を見ていただきますと、18の備品購入費で34万2,000円、これはホワイトボードほかの備品をそろえるための予算で、合計が479万6,000円ということになります。

款の2事業費、項の1事業推進費、目1事業推進費でございますが、内訳は旅費が45万5,000円、これは普通旅費でございます。

需用費で160万円、これは合併広報紙等の印刷費ほかでございます。

12の役務費が50万円、郵便料でございます。

13が委託料で1,900万円、内訳としては新町建設計画策定業務が1,000万円、新町例規集作成業務で800万円、ホームページの委託業務で100万円でございます。

次の款3の予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、これは60万円でございます。

歳出合計が3,000万1,000円となります。

次に、44ページから45ページは、平成14年度の事業計画（案）ということで、そこにお示しをしておりますが、これは予算の説明、資料という形もあわせて見ていただければと思いますが、事業の内容のところでは会議の開催が協議会の会議は毎月1回を開催を基本とし、幹事会については協議会に先立って毎月1回開催を基本としていきます。専門部会の会議は、必要に応じて随時開催するということと、新町建設計画の作成事業、そして45ページを見ていただきますと、新町例規原案の作成業務、4で住民啓発事業で、広報紙の発行で、発行は月1回を原則として全世帯に配布をする。2で、ホームページを開設をし、そこにありますように住民の意見等幅広く収集する、情報提供するというような目的でホームページを開設して運営を行うということでもあります。

管内図については、予算で説明しましたように、2万5,000分の1を1,000部作るということでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

○上本会長 以上で事務局より平成14年度の世羅郡三町合併協議会予算についてご説明申し上げました。

このことについてご質疑ございましたら発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでございます。14年度の予算につきましては、あらかじめ各3町の議会で負担については議決をいただいておりますので、ご意見ないようでございますので、この協議第3号につきましては決定いただくということに取り扱いさしていただいておりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。それでは、平成14年度の予算につきましては、原案どおりご承認いただいたものとして取り扱いさせていただきます。

続きまして、協議第4号合併協定項目についてを議題とし、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 ページ46ページでございます。

協議第4号合併協定項目について。

合併協定項目について提案する。平成14年10月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

合併協定項目について。1、合併の方式、2、合併の期日、3、新町の名称、4、新町の事務所の位置、5、町、字の区域及び名称の取扱い、6、財産及び債務の取扱い、7、町の慣行の取扱い、8、事務機構及び組織、9、条例規則の取扱い、10、議会議員の定数及び任期の取扱い、11、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、12、地方税の取扱い、13、一般職員の身分の取扱い、14、特別職の身分の取扱い、15、一部事務組合等の取扱い、16、使用料、手数料等の取扱い、17、公共的団体等の取扱い、18、各種団体への補助金、交付金等の取扱い、19、国民健康保険事業の取扱い、20、介護保険事業の取扱い、21、消防の取扱い、22、電算システム事業の取扱い、23、各種福祉制度の取扱い、24、水道（簡易水道）事業の取扱い、25、下水道事業の取扱い、26、町立学校の通学区域の取扱い、27、広報広聴関係事業の取扱い、28、納税関係

の取扱い、29、防災関係の取扱い、30、保健衛生の取扱い、31、公の施設の取扱い、32、人権対策の取扱い、33、農林水産業関係事業の取扱い、34、商工観光関係事業の取扱い、35、建設関係事業の取扱い、36、学校教育関係の取扱い、37、社会教育関係の取扱い、38、社会福祉協議会の取扱い、39、その他の行政サービスに係る各種取扱い、40、新町建設計画ということで、この40項目を基本に事務事業並びに行財政上の調整を行い、協定とする項目ということでご提案申し上げます。

以上です。

○上本会長 以上で協議第4号合併協定項目について事務局より説明申し上げました。

このことにつきましては、項目につきましては、各町の幹事会等で積み上げたものでございますが、この中身につきましてはこれから皆さん方が各項目ごとについてご協議いただきながらご決定いただく大切な協定項目でございます。少し時間をいただいて、休憩を挟んで、意見の整理をして、ご意見ございましたらしっかり承りたいと思いますので、10分ほど休憩さして、4時20分より開会さして、それまで休憩させていただきます。

午後 4時05分休憩

午後 4時20分再開

○上本会長 休憩を閉じ再開させていただきます。

合併協定項目につきましてご意見、ご質疑ありましたら、発言ください。

黒木委員。

○黒木委員 黒木でございます。

先般資料をいただきまして、これをざっと目を通したわけですが、今日もこれ見させていただきましたが、大体網羅されてると思うんですけども、もしこういうことについてということがあれば、これからの協議会の中で項目が追加できるのでしょうか。いかがでしょうか、その辺は。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

基本的に、いろんな項目がこれから想定をされるということもあるというふうに受けとめております。したがって、項目の39のその他の行政サービスに係る各種取扱い、この中で網羅をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○上本会長 ほかにご質疑ございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 7番の町の慣行の取扱いというんですが、内容的には何を言われとるんかというところがちょっとわからんです。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

この慣行といいますのは、町章とか町の木とか町の花とか町の歌とかありますが、そういったものなどをこの町の慣行の取扱いでどのようにしていくかという方向を出していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○上本会長 ほかにご意見ございますでしょうか。

水間委員。

○水間委員 今事務局長さんの方から、前の黒木さんの質問であったわけなんですけど、何でも取り扱えるというふうに理解をできると思うんですが、一部事務組合等というのがあるんですが、これは広域行政の事務組合も含まれるんでしょうか。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

これは、もちろん今言われましたような広域行政に係るあらゆるそういった事務、一部事務組合等ですから、そういった広域行政に係る組合については、すべてこの中でやっていくということになるかと思えます。

○上本会長 他にご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第4号につきましてはご決定をいただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。それでは、合併協定項目につきましては決定いただいたものとさせていただきます。

続いて、協議第5号新町建設計画策定方針（案）について上程し、事務局長より説明申し上げます。

○山口事務局長 48ページ、協議第5号でございます。

新町建設計画策定方針（案）について。

新町建設計画策定方針（案）について提案する。平成14年10月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

49ページをごらんください。

新町建設計画の策定方針（案）ということで、市町村の合併の特例に関する法律により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画、（新町建設計画）については、次のような策定方針で臨むものとする。

1、計画の趣旨。本計画は甲山町、世羅町、世羅西町の合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2、主要な構成。本計画は新町を建設していくための基本方針、主要事業及び将来の財政計画を中心として構成する。

3、計画の期間。本計画における主要事業及び財政計画は、合併年度（合併が年度中途の場合は合併翌年度）から10カ年に係るものとする。

4、基本姿勢。本計画は3町がこれまでに策定した「長期総合計画」や世羅郡三町合併推進協議会で取りまとめた「世羅郡三町将来構想検討報告書」などを参考に、次のことに留意し、策定するものとする。

1として、新町の将来の展望を見据え、長期視野に立った内容とする。

2、地域の特性や伝統、歴史を考慮するとともに、地域バランスに十分配慮し、住民サービスの低下を招くことのないような内容とする。

3、地方交付税、地方債、国や県の財政支援などを過大に見積もることなく、健全な財政運営が可能な内容とする。

50ページをごらんください。

新町建設計画の構成について（案）ということで、項目、内容であります。

1、序論として、1、合併の必要性、2、計画策定の方針。内容としては社会的潮流及び地域特性から見た合併の必要性、計画の趣旨、計画の構成、計画の期間、その他でございます。

2、新町の概況では、位置と地勢、気候、面積、人口で内容と思っております。

3、主要指標の見通しは、計画期間内における人口と世帯の見通しでございます。

4、新町建設の基本方針、新町の将来像（まちづくりの基本理念、方向性）、地域別整備の方針（ゾーニング及びゾーン別の整備方針）。

5で、新町の施策ということで、施策体系、各施策の方針、主要事業。

6で、公共施設の適正配置と整備、適正配置や統合整備などの基本的な考え方。

7で、財政計画、これは8になっておりますが、7にご訂正いただいて、7で財政計画、合併後の歳入歳出計画、これを推計をしたという、こういう構成案でございます。

5 1 ページが、これは参考資料としておつけしておりますが、計画の内容というのは合併特例法第3条第1項並びに合併特例法第5条第1項の規定に基づきまして、1、合併市町村の建設の基本方針、2で合併市町村、または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、3で公共的施設の統合整備に関する事項、4が合併市町村の財政計画という、この4本がこれは法的にこういったものを盛り込まなくてはならないということになっております。

2として、計画の位置づけですけれども、これは新町の将来の進むべき方向を示すものであるが、この市町村計画というのはそういうものではあるが、より詳細かつ具体的な内容は、新町において作成する長期構想や実施計画などにゆだねられるということでございますので、他地域の例を見ますと大体30ページから35ページ程度の計画書になろうかということでご提案を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○上本会長 ただいまご説明申し上げました協議第5号の提案説明につきましては、新しい新町建設計画につきまして基本的な方針を示しておるものだと思いますが、このことについてご意見、ご質疑がございましたら発言ください。ありませんか。

永田委員。

○永田委員 甲山の永田でございます。

この新町の計画についてはよろしいかと思いますが、ちょっと質問が食い違うかもございませんが、合併の誕生するまでに3町それぞれの独立して行政を進めておる中で、今後において取り組む事業がそれぞれの単独町で、事業なり制度また重要な政策についてはどのような姿勢で各町は合併までに向けていかれるか、そういうところについてのお互いが確認が必要じゃないかと私は思うわけです。そうしておかなければ、合併後において継続していく事業なりいろんな問題が新しく発生するんじゃないかならうかと思うんですが、その

点についてはお尋ねいたします。

○上本会長 このことについて、私一人答弁するというのも難しくございますが、各町それぞれのおおむねこれから2年間、まだ合併までに時間があるわけですが、それにつきましているような建設計画を持っておると思います。そのことにつきましては、今幹事会また専門部会等で各項目にわたることについての担当レベルでは調整を随時これからしていくわけでございますし、現在もそのことについての調整は入っておる状況がございます。そういうむだなものを避ける意味での連絡会議は密にしながら、新しい町がしっかりした足取りで出発できるように、今取り組もうと進めておるところでございます。

以上でございますが、ご理解いただけましたでしょうか。

もう一点、これから将来計画として大きな事業につきましては、もちろんそのことにつきましての3町トップレベルの話し合いは、これからそのことについてしっかり担当部局とも連絡を取り合いながら最終的に調整を図っていくということだと思います。

はい、どうぞ。

○永田委員 そういうように調整をとっていただかにはいけません、例えば先般の新聞を見させていただくと、世羅町において農業公園、単独で町でこれも経営、運営していく上においちゃ合併後の問題になると思うんですね。そこらあたりは、もう十分調整されて、そういうあれになっておるのでしょうか、経過は。

○松山副会長 公園事業につきましては、先日来新聞等でもご承知いただいておりますように、運営の第三セクターを立ち上げてまいりました。合併までの事業については、世羅町において全面的に推進し、合併後につきましては新町の体制の中で整えていくべきものと考えております。

○上本会長 永田委員、それでご理解いただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

○永田委員 繰り返すようですが、そこらあたりも単独で、今世羅町長さんが答弁されましたが、合併後は合併後でみんなで町でやっていくんではないかと思われれば、今始まる事業についてもそこらあたりは今の現時点では調整が要するんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○上本会長 このことについて、今現状で3町でトップで話し合いを、調整をしておるといっていいわけですが、いわゆるこれからの財政推計を持ち寄って、その中で将来構想のいわゆる財政状況の中からできる事業とか、そういうふうなことの見きわめをしてい

こうという取り組みを始めさしていただいております。

したがって、個人的に申し上げれば、各町が持つておる財政状況は、ここしばらくはその状況の範囲の中でその事業量が決定されると、新町の新しい建設計画もそこら辺にはいわゆる配慮すべき点が間々あると思いますが、そのすり合わせ等につきましては、可及的にそのことを進めていく状況でございますので、特に財政状況の推計を踏まえたものを各3町の財政レベルで早く持ち寄って突き合わせをしていこうという取り組みを提案しながら進めさしていただいております。

甲山町長さん、あれば。

○山口副会長 永田委員の言われる趣旨はよくわかっておりますし、今朝前段でいろいろ委員の皆さんからも新聞報道等をめぐって心配されるご意見をいただいております。我々もかねてから、合併までは独立した一国一城でございますし、それぞれの町長、公約を持って出ておって、いろいろやりたいことはたくさんありますが、今回は非常に特別な事情を持った時期であるという、そういう時代にめぐり合ったんだということを各自治体の責任者はきちっとそれを把握をしながら、行きたいところにもやはりブレーキをかけ、お互いが協議をしながらあくまで新町の建設計画は白紙のもとに、物事を進めていくという大前提をもって日々を過ごしていかなきゃならないというふうに考えております。

しかしながら、過去から引きずってきている事業等もございます。いろんな住民要求等を反映した事業等もございますし、それらをどう合併問題との中で整理調整をしていくのかということが今極めて問われているのではなかろうかというふうに思います。

この2年間は、その調整のところに主力を注いで、新町の建設計画については皆さん方のご意見の中で、練り上げていただくということを基本に置くべきだろうというふうに私自身は考えております。

○上本会長 以上、各町のトップとしてそれなりの状況を述べさしていただきましたが、ご理解いただけましたでしょうか。

他にこのことについてご意見ございますでしょうか。

岡田委員。

○岡田委員 世羅西の岡田です。

ちょっとこういうことを聞くのはおかしいような感じがするんですが、私今までちょっと合併については無関心でおったわけなんです。このたび合併協議会の委員になったということで、初歩的なことをちょっと聞かしていただきたいと思います。

地方自治を推進していくために、小さい町村ではやっていかれないから、大きくなって地方自治を推進していこうというのがこの合併じゃないかと思うんですが、その中で3町が合併した場合、1万9,000人ぐらいな人口になるわけですが、新町になった規模というのが現在の庄原市ぐらいな大きさじゃというのがさっき説明がありました。

その庄原市は、これから比婆4町との合併を進めていかれるわけなんですけど、世羅郡だけで世羅3町だけで力がつくんだらうか、どうだらうかということがちょっと不安なわけなんです。そういうことを一応聞いてから、またこの委員になっていろいろな協議をしていかなければならないと思うんですが、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○上本会長 この協議会の会長、副会長として、それぞれのこの合併についてはいろんな思いもあると思うんですが、非常にそうした話をするのが難しいような面もあるんです。オブザーバーとしていただいております小島県議、また藤井所長の方からこのことにつきましてのご示唆をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小島顧問 一昨年、国の方でああいう市町村分権推進をとりました。基本的に、国が全国3,300の市町村があると、これを時代の要請とともに端的に言えば1,000ぐらいにしようというふうな大方針が総務省から出ました。それを受けまして、各市町村、県も一生懸命合併に取り組んでおるという状況です。

そういう中で、我々もこの世羅郡3町ができれば、例えば明治の合併、昭和の合併、今回、昭和の合併と今回どう違うんかということなんですけども、唯一やっぱりいろんな補助金等が違うということがあると、もう一点は人口3万人でも市にしてもいいという話がありました。ここにおられる世羅郡3町の町長さん、そして議員さん方、一生懸命この世羅郡3町を中心にして、でき得れば近隣ともっと複数の町と合併しまして、市を作りたいという気持ちでいろんな意味でさまざまな方向から音頭をされましたけども、結論として久井町さんは三原に行くと、大和は西条へ行くと、甲奴は三次へ行くとということになったわけですね。やむを得んわけじゃないけども、この第1段階は昔から歴史の共通する世羅郡3町、人口がこれだけあろうと、共通の地域で世羅郡として合併しようということが今回の第1段階であります。

そうして、長い将来考えれば、将来はもう合併の法案が特例法が切れる平成17年3月いっぱいですが、そのころには私が聞いておるのは、国は今度は道州制の法案を出すというふうな話も聞いております。したがって、今後今回の世羅郡3町の合併は、まず第1段階、そうして将来は今度は道州制に向かっていくと、その場合に今度はもっともっと広

い、今国が思っておるのは人口20万から30万ぐらいな市がいいんじゃないかというふうな方針を聞いております。

そういう方向をにらんだときに、まず何でもかんでも合併して都会に引っ張られるのではなくて、この中山間地域の世羅郡3町がまず合併をして、そしていろんな特例法を使って、そして第2弾の合併までにこの地域にしっかりと社会資本や基盤を作っておこうということの私は意味があると思ってます。

ですから、今回の合併っていうのは、人口庄原市ぐらいだというふうなことはありましようが、これはもう今日まで数年間3町の町長さん、議員さん方頑張っていた、しかし結果としてこのとりあえず3町が合併するわけでありますから、私はこの制度をうまく使って、きらりと光る世羅郡を作っていけばいいと、そういう気持ちでございます。

○藤井顧問 規模の話をされたんだと思うんですけども、庄原市と同じという話がございませうけれども、庄原市独自でも物事はできる体制にはあると思います。ただ周辺市町が余り規模が小さい部分がありますから、庄原市はそういう周辺と一緒にしておるのが現状だと思います。

県も、基本的に17という形で一つの案といいますか、そういうものを出しておりますけれども、その中でも基本パターンとしては世羅郡3町という形で考えております。今回の合併は、基本には人口1万未満の町村をなくしようというのが基本でございますので、次に合併が起きる場合には、先ほど小島先生がおっしゃいましたが、もっと大きなものになってくる可能性はありますけれども、現段階ではそういう形でございますので、ご心配は要らないのではなかろうかというふうに思います。

○上本会長 岡田委員、よろしいですか。

松岡委員。

○松岡委員 私は、ここで聞くのはどうかと、またそれぞれの項目にわたってこの協議会はずっと2年間続けていかれるわけでございますが、私思いますのは財政に関することでございます。

現在まで各町、事業する上において大きな起債をしております。それが各町それぞれまちまち、多いところもあれば少ないところもあると、そういうことなんです、そこらはどうしてどういう考えを持って今後やっていかれるのか、起債は全部足して住民の数で割るんか、いろいろとこれにはかつて利用されたものはその町において町民の方が利益を得

ておるわけでごさいます、その起債についてはどうされるのか、その点についてまた審議はされると思うんですが、ここで一言お尋ねをしてみたいと思います。

○上本会長 松岡委員の言われることにつきましては、負の財産、正の財産、いろいろございしますが、先ほどお決めいただいた合併協定項目の中で含まれた論議の中で、そのことは議論いただけるものと今思っておるところでございしますが。

他にこれにつきましてご意見ございしますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、協議第5号については説明どおり決定させていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、協議第5号につきましてはご決定をいただいたものとして取り扱います。

続いて、協議第6号世羅郡三町合併協議会開催日程についてを議題として事務局より説明いたします。

○山口事務局長 52ページをお開きください。

協議第6号世羅郡三町合併協議会の開催日程について。

世羅郡三町合併協議会の開催日程について提案する。平成14年10月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

世羅郡三町合併協議会の開催日程について。世羅郡三町合併協議会の開催は、原則として第4水曜日の午後1時30分とする。開催場所は、原則として世羅西町、甲山町、世羅町の順番に開催する。ただし、第2回世羅郡三町合併協議会の開催は、平成14年11月25日月曜日午後1時30分とする。

以上であります。

○上本会長 以上が次回の世羅郡三町合併協議会の開催日程についてご提案申し上げたものでございます。

基本は、第4水曜日に設定させていただくということですが、11月は各町の行事がかなり込み入ってますんで、11月25日を設定させていただくご提案申し上げるものでございます。このことについてご意見ございましたら、ご発言ください。

水間委員。

○水間委員 できれば、その原則へ沿うていただきたいと思うんですが、甲山町議会の経済の常任委員会が、実は行政視察を2カ月ぐらい前から計画をしておるんです。ちょうど甲山町の課題になっております案件についての行政視察ということで、全国的なシンポジウムなり研修会等があるのへ参加をさせていただこうということから、相当前から2カ月前ぐらいから計画をしておりますので、この日に決まりますとちょうど甲山の議会の議員の方、二人ほど欠席というふうになるんですが、この二人のために変えるわけにはいかんでしょうから、前もってわかっておりますのでちょっとここで言わせてもらいます。

○上本会長 水間委員の申し出もよくわかるんですが、この11月は世羅町が決算の時期を迎えておられることもございますし、各町の全国大会、議長、町長の全国大会等がメジロ押しに計画されておる月でございますので、日程的に非常に苦慮しておるんですが、できればこの提案どおりの日程で開催させていただきたくござ承をいただきたいということもあります。その点いかがでしょうか。

○水間委員 それはいいですよ、皆さんのご都合・ご事情があると思うのですが、前もって調整していただきたいことをお願いしておきます。

○上本会長 はい、わかりました。甲山町の方の議会の方の日程と少しかみ合っておるということもあるわけですが、いろいろ苦慮させていただく中で、事務局の方も非常にいろんな調整をさせていただいた中で、苦慮しながらこの日を設定させていただいておるようでございます。委員さん方それぞれの中では、お差し支えもあるかと思いますが、日程につきましては以上でござ承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、まことに申しわけございませんが、開催日程につきましては事務局原案どおり開催させていただきたくということでご承認いただければと思います。ありがとうございました。

続いて、協議第7号第2回世羅郡三町合併協議会の日程について提案させていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○山口事務局長 協議第6号で、日程の協議会の日程等の関係をご確認をいただきましたので、この協議第7号はそこにありますように、一応場所の確認ということでご提案をさせていただきたいと思います。

協議第7号第2回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第2回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成14年10月16日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第2回世羅郡三町合併協議会の日程について。第2回世羅郡三町合併協議会は次のとおり開催する。

日時、平成14年11月25日月曜日午後1時30分、場所甲山町農村環境改善センター。

以上であります。

○上本会長 協議第7号について提案説明さしていただきましたが、これは6号に準じて行うものでございます。

次回場所につきましては、先ほどお決めいただいたように次回甲山町の農村改善センターで開催させていただくというものでご提案を申し上げるものでございます。このことについてご承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。では、次回場所につきましては、甲山町の農村改善センターに決定させていただきます。

以上、協議事項7項目についてご決定いただきありがとうございます。

続きまして、提案事項でございます協議第8号合併方式についてでございます。

合併の方式については、協定項目の一つでありますので、先ほど説明した手順によりまして、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、決定は次回の協議会で行っていただくこととなります。

それでは、事務局より提案の説明をいたします。

○山口事務局長 事務局より説明をさせていただきます。

ご提案申し上げる前に、協議会の流れとしてご説明を先にさせていただきたいと思いますが、この第1回の協議会で先ほど議長が言いました提案事項でありますこの協議第8号について、まずご提案を申し上げます。2回の協議会において、中身について協議をいただき、ご確認をいただくという流れになります。したがって、これからご提案を申し上げます協議第8号につきましては、次回の協議項目ということでございますので、その点をご確認をさせていただきたいと思います。

それでは協議第8号、これからはこういった形で、次回に協議をいただくものについてご提案を申し上げたものが第2回の協議項目であるというとらえ方を以後、合併協議会で

はしていただきたいということでお願いをいたしたいと思います。

これは、協定項目すべてにおいて、そういう形で取り扱いをさせていただくようになりうかと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、協議第8号合併の方式について。

合併の方式について提案する。平成14年10月16日提出。世羅郡3町合併協議会会長上本仁志。

合併の方式について。世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。をご提案申し上げて、55ページ、56ページにそれぞれ新設合併、編入合併との相違について記述をしております。

それでは、資料の55ページをごらんください。

まず、提案内容の新設、編入合併について私の方からご説明を申し上げます。

合併の方式には、合体、いわゆる新設合併、対等合併と編入合併とがあります。特に、新設合併とするか編入合併とするかは、合併の形式として最も基本的な事項で、その後の協議項目の土台をなすものであることから優先され、優先して議論される事柄であります。

まず、新設合併は2つ以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くケースで、例えばA町とB町が消滅をいたしまして、その区域をもって新町を作り設置するという場合がこれに該当することとなります。これによりまして、合併前の市町村の法人格の消滅と新たに置かれる市町村の法人格が発生してまいります。あわせまして、名称や事務所の位置を新たに定めることとなります。その一方では、市町村の長、議会の議員、農業委員会の委員、特別職の職員は失職することとなります。しかしながら、議会の議員と農業委員会の委員さんにつきましては、合併特例法上の定数や任期の特例措置が認められているところであります。

次に、編入合併については、市町村の区域の全部または一部を他の市町村に編入するケースでございます。例えば、Bという町が消滅をいたしまして、その区域をEという町に編入するという場合がこれに該当いたします。編入合併の場合には、編入する市町村の法人格は合併によって何ら影響を受けることはございません。その区域の全部または一部が編入される市町村につきましては、法人格が消滅するとなるわけでございます。したがって、この場合ほとんど編入する市町村には影響がありませんで、編入される側との立場が大きく違ってまいります。

先進事例から見ますと、大きな市と隣接している市町村につきましては、この編入合併とするケースが多いようであります。そういった中で、ここに資料としてそれぞれ新設合併、編入合併の違いをお手元にお示しをしております。

以上で説明を終わります。

○上本会長 以上、次回の協議項目について提案説明させていただきました。

世羅郡3町は、対等合併、新設合併を提案してご審議いただくということで、提案申し上げておるものでございます。内容につきましては、次回にご議論いただくわけですが、先ほど説明申し上げた事務局長の中身につきましてご質疑、ご意見ございましたらご発言ください。この提案につきましては、異議ございませんでしょうか。

溝上委員。

○溝上委員 それでは、失礼します。

これ大変幼稚な質問になろうかと思うんですけども、町が合併して町になるということがあるのでしょうか、それとも郡はどうなるのでしょうか、合併した場合に。あるいは町が合併して、村とかあるいはほかの名称が使えるのでしょうか。そこらをちょっとお聞きしたらと思うんですが、お願いいたします。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

町が合併をしましたら、法的に市となる人口の枠組みというのがございますから、町同士が3万人なら3万人を超えておれば、それは市という市制をひくことにもなりますけども、町同士が合併をしたら現段階では町ということに、まず新町ということでありまして。

それと、郡についての取り扱いはどうかというご質問ですが、郡は残ります。郡制がありますので、今の世羅郡3町であれば世羅郡という一つの郡がございますので、その中で世羅郡何町という形になろうかというふうに思います。よろしいでしょうか。

○上本会長 溝上委員、よろしいですか。

他にこのことについてご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、提案申し上げております次回の提案にさせていただきます合併の方式につきましては、提案どおりご承認いただき次回の提案協議にさせていただきますということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、世羅郡3町の合併は対等合併を旨としてこれからご議論いただくことにさせていただきます。

以上で本日に予定しておりました協議事項はすべて終了させていただきました。長時間にわたって慎重にご審議、ご協議いただきまして、まことにありがとうございました。

本格的な中身ではございませんが、これからあらゆる取り組み等についての方向づけができたわけでございます。次回からは、それぞれ具体的にいろんな協議も進んでまいりますが、今朝ほど来世羅郡3町の合併につきまして白紙で臨むということの再確認をしながら、これからいよいよ第2回の合併協定項目の第1項目から具体的に合併の論議を進めてまいりたいところと思っております。引き続き皆さんの実のあるご審議をいただきまして、広範な行政分野の協議事項をこれから着実に一つ一つの確に進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ各委員の格別のお力添えをお願いするところでございます。

また、小島県議会副議長様、藤井所長様には、長時間こうした会へつき合っていただきまして、本当に厚くお礼を申し上げます。これからいろんな面で、つきましてはまたご助言をお願いするところでございます。

以上、簡単に申し上げまして、本日の会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

○長時間ありがとうございました。

午後 5時15分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 水間 茂委員、沖 盛治委員、松岡 明衛委員 により内容が確認され署名を頂いております。